

北海道オホーツク総合振興局告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和5年9月25日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 和彦

1 調達をする役務等の種類

令和5年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和5年9月25日に一般競争入札の公告を行う次の委託契約

- ア 網走建設管理部北見出張所構内除雪業務
- イ 網走建設管理部紋別出張所構内除雪業務
- ウ 網走建設管理部斜里出張所構内除雪業務
- エ 網走建設管理部遠軽出張所構内除雪業務
- オ 網走建設管理部興部出張所構内除雪業務

（2）資格

構内除雪業務に関する資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

- ア 網走建設管理部北見出張所構内除雪業務
- イ 網走建設管理部紋別出張所構内除雪業務
- ウ 網走建設管理部斜里出張所構内除雪業務
- エ 網走建設管理部遠軽出張所構内除雪業務
- オ 網走建設管理部興部出張所構内除雪業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（該当届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) 履行場所の管内に本店、支店又は営業所等があること。

(9) 次の種類の機械を自己の責任において用意し、かつ、業務を実施できること。

| | | 除雪ドーザ（ホイール型） | ダンプトラック |
|---|--------------------|--------------------------------------|------------|
| ア | 網走建設管理部北見出張所構内除雪業務 | 11t (2.1 m ³) 以上 バケツ付 | 10t 以上（差枠） |
| イ | 網走建設管理部紋別出張所構内除雪業務 | 11t (2.1 m ³) 以上 バケツ付 | 10t 以上（差枠） |
| ウ | 網走建設管理部斜里出張所構内除雪業務 | 11t (2.1 m ³) 以上 バケツ付 | 10t 以上（差枠） |
| エ | 網走建設管理部遠軽出張所構内除雪業務 | 11t (2.1 m ³) 以上 バケツ付 | 10t 以上（差枠） |
| オ | 網走建設管理部興部出張所構内除雪業務 | 8t (1.3~1.4 m ³) 以上 バケツ付 | 10t 以上（差枠） |

(10) 履行場所周辺の降雪状態を適切に把握することができ、かつ、迅速な業務の履行をすることが出来ること。

(11) 過去 5 年間に於いて 1 の（1）に定める契約と、種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行を終えたものであること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の（11）に掲げる契約の履行経験等の資格要件に於ては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期及び入手方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 5 年 9 月 25 日（月）から令和 5 年 10 月 6 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部のホームページ (<https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/index.html>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した

申請書類を提出することにより行わなければならない。担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。（郵送又は電子メールによる提出が可能。ファイル形式は、PDF、Word、Excelに限る。）

ア 提出先の名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

イ 提出先の所在地 郵便番号 093-8670

北海道網走市北7条西3丁目

ウ 提出先のアドレス abashiridoboku.samu1@pref.hokkaido.lg.jp

※ メールより申請する場合は、送付後この担当部署まで連絡すること。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課管財係

(2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

(3) 電話番号 0152-41-0707